

(仮称) 三瀬矢引風力発電事業 環境影響評価準備書に対する意見書

令和6年8月30日 提出

項 目	記入欄
氏 名	1 日本野鳥の会山形県支部 支部長 細谷 千鶴子 (公印省略) 2 公益財団法人 日本野鳥の会 理事長 遠藤 孝一 (公印省略)
住 所	1 〒990-0057 山形県山形市宮町 4-5-33 2 〒141-0031 東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビル
環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見	この度、貴社が作成された(仮称)三瀬矢引風力発電事業に係る環境影響評価準備書(以下、準備書と言う)について、次の通り意見を提出する。 1 希少猛禽類について、貴社の事前調査でも明らかなように、貴社が風力発電施設(以下、風車と言う)の建設を計画している対象事業実施区域(以下、計画地と言う)には、絶滅危惧種に指定されているクマタカが生息し、複数つがいの営巣地のあることが確認されている。そこに風車を建設することは、バードストライクが発生する危険性が高く、また、建設工事自体が繁殖活動を阻害し繁殖に悪影響を与える可能性が非常に高いと考える。クマタカのバードストライクは、山形県内では2023年6月に貴社が運営するJRE鶴岡八森山風力発電所で発生している。これに対して講じられた保全措置の効果の検証が十分に行われていない中で新たな風車建設を進めること自体、クマタカに絶滅を促す行為である。バードストライク防止にブレードへの彩色対応を行ったとしているが、その防止効果は一部の鳥類の種でしか検証されていない状況であり、クマタカにおいてはさらなる対策の必要性も考えられる。それが明確になっていないこの段階で、クマタカの生息地及び営巣地に新たに風車を建設する本計画はまったく許されるべきものではなく、計画の撤回を強く求める。 2 準備書では、建設する風車を1基減らすことで、クマタカのバードストライクの可能性が軽減されるとしている。そして、ブレードを彩色するという対策によりバードストライクを回避できるとしている。しかし、希少猛禽類調査の結果を見ると、表 10.1.4-105 高度区分別の確認状況から、クマタカのブレード回転域を含む高度 M での飛翔の割合が 66.8%と非常に高く、風車を1基減らし、ブレードを彩色するという対応だけで、クマタカのバードストライクを完全に防止することは不可能であると考えている。理由として、ブレード等への彩色については準備書に「視認により500mの回避が予測される」とあるが、それは一般鳥類の群が日中に活動する際に予測されることであり、林間で捕食及び育雛を行うクマタカはブレードに高速で接近しがちであり、また、その頭蓋の構造上、真上の視野が狭く上から降りてくるブレードを避けることが出来ないため、ブレードへの彩色はクマタカへは有効ではないと考える。特に、繁殖が成功しヒナが巣立った時には、飛翔能力の低い幼鳥でバードストライクが発生しやすくなることは、オジロワシなど大型猛禽類の例からも明らかであり、ブレードへの接触年間衝突数算出のモデルには該当せず大いに危惧され

(仮称) 三瀬矢引風力発電事業 環境影響評価準備書に対する意見書

項 目	記入欄
環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見（つづき）	る数値が予測される。表 10.1.10-1(5) 専門家へのヒアリング結果概要及び事業者の対応において、専門家より「クマタカがよく通る風車では稼働制限する保全措置の考え方も取り入れていただきたい。」との助言が出ており、それに対する事業者の対応として、「保全措置の詳細について検討する。」としている。 しかし、準備書では、風車の稼働制限についての記載は見られない。風車の建設によって、現在生息しているクマタカ 2 つがい が 1 つがいだけになったり、幼鳥がバードストライクに遭ったりすることは絶対に避けなければならない、そのために専門家の意見を真摯に受け止め、風車の稼働制限措置を含めてクマタカの生態に即した具体的な保全措置を講じることを強く求める。 3 計画地における工事関係車両の走行経路がクマタカの営巣適地周辺にあるため、保全措置としてクマタカの繁殖期は工事車両の進入を制限すると 8/8 鶴岡市での説明会資料に明記されていたが、具体的な実施期間の提示はなかった。クマタカの繁殖期は、山形では 10 月下旬からつがい形成が始まり、3 月の営巣までに周囲の環境を精査し営巣地を決める。産卵抱卵育雛が 3 月～8 月であるが、雛は次の年の夏頃まで親と一緒に過ごすため、実際の巣立ち は育雛期が終わった 1 年後である。そのため、クマタカはおおむね隔年ごとの繁殖となるのである。それを踏まえ、複数つがいの繁殖を予測した場合、工事ができるのは 9 月から 10 月の 2 か月間のみで、それも隔年で工事となるが、そのような工事計画を実施可能なのか甚だ疑問である。繁殖に影響しない工事とはどのようなものか、具体的な説明を求める。検討するばかりで、実施可能な保全措置の案が無いのならば、ここでは風車の建設工事はすべきではない。 4 図 10.1.4-85 (1) ～ (17) を見る限り、ガン・ハクチョウ類の渡りルートが計画地を通過していることは明らかであるが、8/8 の鶴岡市での説明会においては「渡り鳥への影響」として越冬中のガン・ハクチョウ類の採餌場所間移動状況調査の結果をあげて、ラムサール条約湿地への影響はないと評価しているが、これは訂正すべきである。また、ガン・ハクチョウ類は夜間も渡りを行うが、その対策としてブレードへの彩色のみをあげているのは「検討」の努力をしていないと言える。さらに表 10.1.10-1(7) 専門家へのヒアリング結果概要及び事業者の対応について、専門家が「風車の配置が事業地上空を通過する飛跡の向きに沿っておらず、むしろ最も衝突リスクが高い斜めからの進入経路となっている。」という指摘に対し、事業者の対応は、「該当する表現を削除する。」としている。これは、風車の配置計画が衝突リスクの高いものとなっていることを隠蔽しようとする意図するものである。この点について、事業地上空を通過する飛跡の向きと風車の配置について、詳しく正確に記載すべきであり、むしろ削除してはならないと考える。バードストライク、バッドストライクのリスクを回避・軽減するための風車の配置を検討する必要がある、この点についてしっかり説明するよう求める。 5 事後調査については、準備書では、「環境保全措置を講じることにより地形改変及び施設の存在、施設の稼働による重要な種への

(仮称) 三瀬矢引風力発電事業 環境影響評価準備書に対する意見書

項 目	記入欄
環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見（つづき）	影響は現時点において実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価されるが、不確実性が高いことから事後調査を実施する。」とし、事後調査計画では、「調査期間は本事業の稼働後 1 年間実施し、調査の頻度は、月に 4 回とする。調査方法は、バードストライクの有無を把握する。」としている。 しかし、この事後調査計画では、バードストライクの有無の確認しか行われず、生息する鳥類、特にクマタカなどの希少猛禽類の生息状況や繁殖活動、飛翔パターンが風車の稼働後どのように変化したのかがまったく分からず、事後調査としては不十分極まりない内容である。風車を建設した際には、風車稼働による影響を検証するため、死骸探索調査だけでなく、生息する鳥類、とりわけクマタカなどの希少猛禽類について、生息状況や繁殖活動の状況、飛翔パターンについても事前調査と同程度の計画内容で事後調査を実施することを強く求める。 以上